

北九州市職員措置請求書

北九州市長（又は行政委員会、職員など）に対する措置請求の要旨

北九州市教育委員会及び北九州市長を請求の対象とし、北九州市が指名競争入札を実施し落札者と門司港地域複合公共施設既存構造物とりこわし工事契約及び同工事監理業務委託契約を結ぶという財務会計上の行為を行ったことに関して、この監査請求書を提出する。

北九州市教育委員会及び北九州市長が、文化財保護法及び北九州市の定める諸規則に違反して、埋蔵文化財の価値付けをおこなわず、また、文化財保護審議会での審議によらず、初代門司港駅遺構のとりこわしを決定し入札を実施し契約を業者と結んだこと。また、とりこわし工事監理業務委託の入札において特定の業者が落札となる談合が行われたと思料されること。さらに、複合公共施設を建設するために北九州市が購入した土地から出現した初代門司港駅遺構は、考古学や歴史学の専門家がこぞってその文化財としての価値が大なることを認めているものであり、文化財保護のルールに反した形でそれが破壊されることは、極めて不当なことであること。これらの理由でその行為が不当であるとともに違法性が高い。

損害という観点からは、市有地に発見された貴重な文化財が破壊されようとしていること、また、談合が行われた入札が承認されることによって北九州市に経済的損害が生じている可能性が高いことなどの点で北九州市に損害が生じている。

門司港地域複合公共施設既存構造物とりこわし工事契約及び同工事監理業務委託契約の破棄を求めて監査請求書を提出する。

1 請求の要旨

誰が（請求の対象となる市の職員）

北九州市教育委員会、北九州市長

いつ、どのような財務会計上の行為を行ったか、又はどのようなことを怠っているか。

指名競争入札を実施し、落札者と門司港地域複合公共施設既存構造物とりこわし工事契約及び同監理業務委託契約を結んだこと。

その行為又は怠る事実が違法、不当である理由。

(1) 文化財保護法及び北九州市の定める諸規則に違反して、埋蔵文化財の価値付けを行わず、また、文化財保存審議会での審議によらず、初代門司港駅遺構のとりこわしを決定し入札を実施し契約を業者と結んだこと。

文化財保護審議会への諮問は、教育委員会の権限である。市民文化スポーツ局(あるいは都市ブランド創造局)のおこなうのは「補助執行」であって、文化財保護の役割は、市の規定上も、合議制の執行機関である教育委員会に残っている。門司港地域での複合公共施設の建設を担当する市長部局の判断をそのまま受けいれ、初代門司港駅遺構の保存に関して文化財保護審議会への諮問をおこなわないとしたら、教育委員会は、文化財保護法に違反し、文化財保護上の重要な権限を放棄していることになる。

文化財保護上の重要なことは、北九州市の規則上も、教育長や市長部局の専決事項ではない。「文化財保護の重要なもの」は、「補助執行」の意味からすれば、合議制の執行機関である教育委員会での審議なしに決定されることはありえない。市長部局に属する文化企画課(市民文化スポーツ局あるいは都市ブランド創造局)に、教育委員会や文化財保護審議会に代わって文化財保護の重要なものを決定する権限はない。

(2) 入札(とりこわし工事管理業務委託に関するもの)において特定の業者が落札となる談合が行われたと思料されること。

「入札情報公開サービスシステム(北九州市)」によって「門司港地域複合公共施設既存構造物とりこわし工事監理業務委託」の入札情報を調べると、「予定価格」のままの金額で入札に参加する業者ばかりであり、**本気で入札に参加しているとは考えられない**。しかも、1社が予定価格より少しだけ低い価格で落札し、その額が最低制限価格よりはかなり高い。「最低制限価格」の設定がまったく意味を持っていない。また、辞退者が多いこと、「価格のばらつき」がほとんどないということなどの点で、談合があったことが推測される。

2023年10月以降にこの件を含めて13件の「監理業務委託」の指名競争入札が実施されている。その13件で、「**予定価格と同額で入札に参加**」した業者は、合計40社で、そのすべてが例外なく「落札を回避」できているので、その結果、13件の入札のすべてにおいて、それぞれ特定の1社に落札させることに成功している。

(3) 複合公共施設を建設するために北九州市が購入した土地から出現した初代門司港駅遺構は、考古学や歴史学の専門家、文化財保護の国際的機関がこぞってその文化財としての価値が大なることを認めているものであり、文化財保護のルールに反した形でそれが破壊されることは、極めて不当なことであること。

その結果どのような損害が北九州市に生じているか。

市有地に発見された貴重な埋蔵文化財―利用方法によっては世界的遺産となりうると専門家が認めているもの―が破壊されようとしていること。また、談合が行われた入札が承認されることによって北九州市に経済的損害が生じている可能性が高いこと。

どのような措置を請求するのか。

門司港地域複合公共施設既存構造物とりこわし工事契約及び同工事監理業務委託契約の破棄

2 請求者

住所 北九州市

氏名 (自署)

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

2024年11月13日

北九州市監査委員 (あて)

事実説明書(その1)

注：

以下において出てくる「市民文化スポーツ局文化企画課」は、2024(令和6)年4月1日付けの組織改正により、「都市ブランド創造局文化企画課」となっている。

(1) 大庭千賀子副市長の、山内涼成議員の質問に対する答弁(令和6年2月 定例会(第1回) 02月28日-03号)

「先ほどから局長たちが言っているように、どうしても集約される対象の施設がまだ一部、現行の耐震基準を満たしていないような建物が残っております。これにじゃあ多額のお金をかけて耐震のための補修工事をするかということ、北九州市の財政状況を考えると、それはなかなか難しいこともございます。ここで立ち止まって調査をするということはイコール**価値づけの調査**[太字は申請者。以下同様。]につながり、それは**文化財指定につながるための最初のプロセスの一步**ということで、これは私どもは、この地で複合公共施設を造ろうと思ったら、残念ながらそれはなかなか難しいということで、そこには入れないと。」

(2) 北九州市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則

教育委員会規則第7号のこの規則では、教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任することを規定しているが、文化財保護に関する5項目は、除外されている。つまり、この5項目の権限事務は、教育長に委任されていない。

(3) 北九州市教育委員会事務専決規程

北九州市教育委員会事務専決規程によれば、文化財の保護及び活用に係る事業の実施、文化財の調査、指定及び管理に係る事業の実施、文化財保存事業の助成に係る事業の実施が列挙され、また、文化財保護審議会に関する事務を含めてそれらを市民文化スポーツ局長等の専決事項としている。ただし、専決事項の欄を見れば、「重要なものを除く」という限定が付けられている。最後の項目にはその限定が付けられていないが、この「文化財保護審議会に関する事務」は、北九州市文化財保護審議会規則第9条を参照すれば、審議会の「庶務」にあたるものである。審議会の重要な事項について決定する権限が市民文化スポーツ局長等に与えられているわけではない。

(4) 北九州市文化財保護審議会規則

(所掌事務) 第2条 審議会は、北九州市の文化財について、**教育委員会の諮問に応じ**、調査審議し、答申する。

(庶務) 第9条 審議会の庶務は、市民文化スポーツ局文化部文化企画課において処理す

る。

この規則によれば、審議会に諮問をおこなうのは、教育委員会と規定されている。

また、「市民文化スポーツ局文化部文化企画課」が担当するのは、審議会の「庶務」となっている。

(5) 北九州市教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する規則(教育委員会規則第16号)

この規則によれば、「(教育委員会の権限に属する事務のうち)市民文化スポーツ局長等に補助執行させる事務」として、「(4)文化財の保護及び活用に関すること。(5)文化財の調査、指定及び管理に関すること。(7)埋蔵文化財の保護に関すること。(8)文化財保護審議会に関すること。」が列挙されている。しかし、「文化財保護の重要なもの」は、「補助執行」の意味からすれば、教育委員会での審議なしに決定されることはありえない

(6) 村上さとこ議員(北九州市議会)による文化庁への問い合わせ(2024年2月29日)

北九州市議会の村上さとこ議員が2024年2月29日に文化庁に問い合わせ、文化資源活用課より3月5日に得られた回答によれば、「文化財保護に係る重要事項」とは、純粋に文化的価値の観点からなされることが要請される地方文化財の指定に係る業務等であり、「本来の職務権限者である教育委員会に残る一定の権限」とは、文化財の指定等の重要事項に係る権限であるということである。「重要事項に係る業務については、地方自治法第180条の7に基づく事務委任・補助執行を行うことは想定しておりません」というのが文化庁文化資源活用課の見解である。

文化財保護に関する教育委員会の権限放棄 文化財保護審議会への諮問は、教育委員会の権限である。市民文化スポーツ局(あるいは都市ブランド創造局)のおこなうのは「補助執行」であって、文化財保護の役割は、市の規定上も、合議制の執行機関である教育委員会に残っている。門司港地域での複合公共施設の建設を担当する市長部局の判断をそのまま受け入れ、初代門司港駅遺構の保存に関して文化財保護審議会への諮問をおこなわないとしたら、教育委員会は、文化財保護法に違反し、文化財保護上の重要な権限を放棄していることになる。

市長(部局)の行為の不当性 文化財保護上の重要なことは、北九州市の規則上も、教育長や市長部局の専決事項ではない。「文化財保護の重要なもの」は、「補助執行」の意味からすれば、合議制の執行機関である教育委員会での審議なしに決定されることはありえない。文化企画課(市民文化スポーツ局あるいは都市ブランド創造局)に、教育委員会や文化財保護審議会に代わって文化財保護の重要なものを決定する権限はない。

事実説明書(その2)

監理業務委託の指名競争入札(2023年10月以降)

入札・契約情報の検索

検索 クリア

入札種別	委託：指名競争入札
業務種別	特定しない
業務名	監理業務委託 を含む
開札日	2023年10月1日～2023年10月1日
発注部局	特定しない
表示件数	50件ごと

検索結果一覧：13件のうち1-13件を表示

入札種別	業務種別	業務名	開札日	発注部局	状態	入札区分	備考
委託：指名競争入札	監理委託	津浦文化財団の管理「赤門」保存修理工事監理業務委託	2024/10/22	契約部	入札済	落札	
委託：指名競争入札	監理委託	門司港地域複合公共施設既存構造物とりこわし工事監理業務委託	2024/09/18	契約部	落札済	落札	
委託：指名競争入札	監理委託	江田地区建物「ステップ1-2」解体工事監理業務委託	2024/08/27	契約部	落札済	落札	
委託：指名競争入札	建築関係	ポートレース若松地域福祉エリア新築及び改修工事監理業務委託	2024/07/30	公共関係部	落札済	落札	
委託：指名競争入札	監理委託	熊山北団地5号棟市営住宅外壁等改修工事監理業務委託	2024/03/12	契約部	落札済	落札	
委託：指名競争入札	監理委託	ときわ会館地1号棟市営住宅外壁等改修工事監理業務委託	2024/03/12	契約部	落札済	落札	
委託：指名競争入札	監理委託	南丘団地4号棟及び9号棟市営住宅外壁等改修工事監理業務委託	2024/03/12	契約部	落札済	落札	
委託：指名競争入札	監理委託	「製鉄」ふれあいなら高松団地市営住宅建設工事監理業務委託	2023/11/14	契約部	落札済	落札	
委託：指名競争入札	監理委託	北方地域交流センター空調設備電気工事施工工事監理業務委託	2023/11/14	契約部	落札済	落札	
委託：指名競争入札	監理委託	戸畑校舎補修(校舎校舎) 照明灯設置工事(5-4) 施工工事監理業務委託	2023/10/31	契約部	落札済	落札	
委託：指名競争入札	監理委託	若松武道場照明設備LED化工事施工工事監理業務委託	2023/10/24	契約部	落札済	落札	
委託：指名競争入札	監理委託	金山田調整池照明灯設置工事施工工事監理業務委託	2023/10/11	契約部	落札済	落札	
委託：指名競争入札	監理委託	小倉地区2号線道路照明LED化工事(その1) 施工工事監理業務委託	2023/10/05	契約部	落札済	落札	

指名競争入札 において自社の落札を避ける方法として、(1) 辞退、(2) 入札不参加による失格、(3) 予定価格と同額で入札に参加、(4) 予定価格よりも僅かに低い額で入札に参加、(5) 最低制限価格を予想しそれよりも低い額で入札に参加が採用されていると考えられる。ただし、上記の(4)及び(5)は、自社の落札を避ける方法としては、成功するとは限らない。なお、「失格」のケースにおいて、括弧書きで「入札不参加」と記されているものとそうでないものがある。

「門司港地域複合公共施設既存構造物とりこわし工事監理業務委託」の入札においては、上記の方法の(1)が10社、(2)が1社であり、(3)「予定価格と同額で入札に参加」が5社となっている。

門司港地域複合公共施設既存構造物とりこわし工事監理業務委託の入札情報

契約案件番号	2024000650
入札案件番号	020060100020240938
業務名	門司港地域複合公共施設既存構造物とりこわし工事監理業務委託
予定価格	1,770,000円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)
最低制限・調査基準価格	1,408,669円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)
ランダム係数	1.0041
開札日	2024/09/18 10:52:00
状態	契約完了
発注部署	契約部

入札結果 (赤色で表示されているのは落札業者です。)

業者名	第1回		備考
	金額		
(株) 山下設計 九州支社	1,680,000	落札	
(株) 安東建築設計事務所	1,770,000		
(株) 高田設計事務所	1,770,000		
(株) 川原建築設計工房	1,770,000		
(株) 大塚設計	1,770,000		
九和設計 (株)	1,770,000		
(株) 小川建築設計事務所		失格 (入札不参加)	
(株) 河野建築設計事務所		辞退	
(株) 久保建築設計		辞退	
(株) 小林建築設計事務所		辞退	
(株) 西部交通建築事務所		辞退	
(株) 大建エンジニアリング		辞退	
(株) 大建設計 北九州支所		辞退	
(株) 東和建築事務所 北九州支所		辞退	
(株) 藤井設計		辞退	
(株) 木賀設計事務所		辞退	
(株) 洋建築計画事務所		辞退	

備考

上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額です。

類似のケースを以下に1例あげると、(1)辞退が5社、(2)入札不参加による失格が1社、(3) 予定価格と同額で入札に参加が8社である。

旦過地区建物(ステップ1ー2)解体工事監理業務委託の入札情報

契約案件番号	20240100559
入札案件番号	020001000020240792
業務名	旦過地区建物 (ステップ1ー2) 解体工事監理業務委託
予定価格	2,170,000円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)
最低制限・調査基準価格	1,726,254円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)
ランダム係数	1.0031
開札日	2024/08/27 10:53:02
状態	契約完了
発注部署	契約部

入札結果 (赤色で表示されているのは落札業者です。)

業者名	第1回		備考
	金額		
(株) 大塚設計	2,150,000	落札	
(株) 安東建築設計事務所	2,170,000		
(株) 高田設計事務所	2,170,000		
(株) 小林建築設計事務所	2,170,000		
(株) 西部交通建築事務所	2,170,000		
(株) 川原建築設計工房	2,170,000		
(株) 大建エンジニアリング	2,170,000		
(株) 大建設計 北九州支所	2,170,000		
九和設計 (株)	2,170,000		
(株) 藤井設計		失格 (入札不参加)	
(株) 河野建築設計事務所		辞退	
(株) 小川建築設計事務所		辞退	
(株) 東和建築事務所 北九州支所		辞退	
(株) 木賀設計事務所		辞退	
(株) 洋建築計画事務所		辞退	

備考

上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額です。